

## 郵送による失業認定手続き Q & A

### Q. 郵送による失業認定手続きは可能ですか？

A. 令和4年8月1日以降の認定日については、本人又は本人と同居の家族が高齢(概ね60歳以上)の方、基礎疾患を有する方、妊娠中の方のいずれかに該当する方のみ可能となります。

いずれにも該当しない方は来所による認定手続きが必要となります。

### Q. いつ郵送すればよいですか？

A. 来所を予定されていた認定日(失業認定申告書の左下の日付)の翌日から7日以内の消印でご郵送ください。(例：8月1日が認定日であれば、8月2日～8月8日)

認定日の日付より前にはご提出いただけませんのでご注意ください。

※郵送事故防止のため、特定記録などでご郵送いただきますようお願いいたします。また、封筒の裏面等に氏名、住所をご記入いただきますようお願いいたします。

### Q. 何を郵送すればよいですか？

A. ①失業認定申告書、②雇用保険受給資格者証、③返信用封筒(切手不要)、④その他提出をお願いしている書類等(事前に指示されている方のみ・マイナンバー除く)※離職票を未提出の方は事前にハローワークへご相談ください。

なお、初回認定日等で受給資格者証をまだ交付されていない方は、①、③、④のみお送りください。また、失業認定申告書は必要事項を全て記入の上、お送りいただきますようお願いいたします。

### Q. どこへ郵送すればよいですか？

A. 認定日に来所を予定していたハローワークの雇用保険給付担当宛てでご郵送をお願いいたします。各ハローワークの住所は別途「神奈川ハローワーク一覧」をご覧ください。

### Q. 失業認定申告書はどのように記載すればよいですか？

A. 1～5欄については「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」のP16～19をご参照ください。5欄下の「この申告書を提出する日」は認定日当日の日付を記入していただき、「受給資格者氏名」、「支給番号(受給資格者証未交付の方は空欄で可)」もご記入ください。

さらに、最下部の備考欄に「本人又は本人と同居の家族が高齢であることから新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」、「本人又は本人と同居の家族が基礎疾患を有することから新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」、「本人又は本人と同居の家族が妊娠中であることから新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」のいずれかご自身に当てはまるものと電話番号のご記入をお願いいたします。別途「失業認定申告書の記載例(求職活動あり)」もご覧ください。

また、今回の認定日で支給終了となる予定の方は、同じく備考欄に、**週20時間以上働く仕事(短期間の仕事含む)の内定が決まっているか**についてもご記載ください。決まっている方は「内定あり」、決まっていない方は「内定なし」とご記載ください。

Q. 新型コロナウイルスの影響で求職活動を行うことができませんでしたが、基本手当は支給されますか？

A. 本人又は本人と同居の家族が高齢(概ね60歳以上)の方、基礎疾患を有する方、妊娠中の方のいずれかに該当することにより郵送による失業認定手続きを行う方のみ、その他支給要件を満たしている場合は同様に基本手当を受けることが出来ます。(その他の方は規定回数以上の活動実績がないと基本手当を受けることが出来ませんのでご注意ください。)

失業認定申告書の3欄イに、「新型コロナウイルスの影響で求職活動が行えなかった」と記入していただき(別途「失業認定申告書の記載例(求職活動なし)」参照)、次回認定日にアンケート用紙の記入をお願いいたします。

Q. 郵送した場合、何か連絡が来ることはありますか？

A. 失業認定申告書の記載内容についての確認等でご連絡する可能性がございますので、失業認定申告書の備考欄に昼間連絡が付きやすいお電話番号のご記入をお願いいたします。

Q. 郵送した後はどのように手続きが進みますか？

A. 基本手当の支給処理等必要な手続きを行い、「雇用保険受給資格者証(処理状況を印字したもの)」、「次回認定日用の失業認定申告書(今回支給終了となる方以外)」を郵送にてお返しいたします。基本手当のお振込みは郵送いただいてから2週間程度お時間をいただくこととなりますので、ご了承ください。